

秋田県町村電算システム共同事業組合監査委員条例

平成25年4月1日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の身分)

第2条 監査委員は、非常勤とする。

(公表の方法)

第3条 監査委員が行う公表は、秋田県町村電算システム共同事業組合条例等の公布に関する条例（平成25年秋田県町村電算システム共同事業組合条例第1号）に定める公表の例によって行う。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が協議してこれを定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。